

令和8年度・私立幼稚園等環境整備費補助金の事業概要

幼児教育の質の向上のため、各幼稚園等が遊具等の環境整備を行う場合に経費の一部を補助します。



■ 制度概要

1 申請者の要件

都内に私立幼稚園、幼稚園型認定こども園または幼保連携型認定こども園を設置する設置者

2 補助対象経費・上限額

- (1) 私立幼稚園等施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品(※)の整備に要する経費に対してその一部を補助する。
- (2) 補助対象経費の上限は1園当たり180万円とする。

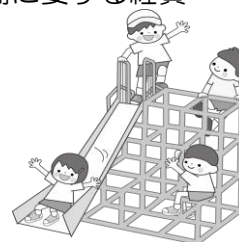
(※) 該当する物品 (例)

遊具：滑り台、ぬいぐるみ、三輪車、ボール、積木、パズル等

運動用具：跳び箱、とび縄、運動用マット、ユニットプール等

教具：絵本、机、椅子、園児用タブレット、楽器等

保健衛生用品：園児の使用するAED、園児の使用する部屋に設置するエアコン・カーテン等



3 補助率

- (1) 学校法人立の幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園
(社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園を含む。) 1/2
- (2) 交付決定年度(令和8年度)に幼稚園で、
翌年度に認定こども園に移行する予定の学校法人立幼稚園 1/2
- (3) (1) 及び (2) 以外の幼稚園 1/3

4 その他

- (1) 契約から納品・支払いまでのすべてを令和8年度中(令和8年4月1日から令和9年3月31日)に行った事業が対象になります。これらのいずれかが上記期間外に実施されていた場合は、補助対象外になります。(見積については前年度の取得で問題ありません。)
- (2) 標記補助金では原則として物品の購入の補助を行う運用としていることから、ユニット式でない砂場やプールの整備等、大がかりな工事を伴う事業(※)については、施設整備にあたるものとして、補助対象外になります。
(※) 家庭用エアコン等、簡易な工事により設置が可能な場合、原則として設置費も含めて補助対象となります。
- (3) 0~2歳児のみが使用する物品、教職員の使用を主たる目的とする物品、園児個人が所有し幼稚園等の所有する財産とならない物品は補助対象外になります。
- (4) 令和7年度に実施した緊急的な熱中症対策事業について、今年度の実施予定はありません。
- (5) 必要書類等の詳細については別紙2~4(ウェブサイト上に掲載している資料)をご確認ください。なお、運用には今後変更が生じる可能性がありますので、予めご承知おきください。

■ 問合せ先

東京都 生活文化局 私学部
私学振興課(助成担当) 益田
アドレス S1161501@section.metro.tokyo.jp
電話 03-5388-3182

※メールでのお問合せにご協力下さい。

※年度をまたいで担当に変更が生じることがありますので、ご了承ください。